

教育者としての保母

(二)

——文部時報第七百三十七號より轉載——

東京女子高等師範學校教授

倉橋惣二

三、幼稚園保母と保育所保母

以上は大體幼稚園保母を目前に置いて論じた。しかし、世に行はれる保母といふ名稱は、幼稚園保母に限らない。法令上の言葉としてではないが、幼兒保育事業に從事するものとして、常設保育所保母は素より、季節的臨時從事者である農繁期託児所保母にまで及ぶ。すなはち、教育者としての保母といふ問題は、そこまで擴げて見渡して置く必要がある。殊に前に言つた、幼兒保育の必要を論じ、保母の任務を說いたりする立場にありながら、保母の教育者の立場を殆んど見落してゐる人々があつたりするといふのは、これ等所謂社會施設中の保母に對してあるからである。

教育施設たる幼稚園保母でさへ然りとすれば、社會施設たる保育所保母に對してさうなのは、當然といへば當然である。しかも、社會施設と教育施設との別は、それが兒童

に關するものである場合特に、果して、され程の差異のあるものであらうか。或は、その施設の必要的發動状勢に於ては異なるものがあらう。一つはその子きもの置かれてある現在の生活そのものを氣にかけ、一つは、その將來を気にかけてゐるかも知れない。一つは扶けんし、福祉を増進せしめんし、一つは導かんし、教養を向上せしめんとしてゐるかも知れない。それは、對象の狀態と、それに對する人の心情の動き方の違ひによるであらう。しかも、これは發動状勢の如何であつて、その對象に對する意圖の全體に於ては、必ずしも相離れた二つのことではない。況んや、一方であれば他方でないといつたものでは決してない。將來を考へるからこそ、今を見ずにもられようか。今を見るからこそ、將來を考へずにもられようか。扶けること導くにしても、何も別々に離れたことではない。殊に、現時の社會施設は、その通念に於て、昔日の社會施設と同じで

ない、昔日のが、所謂救濟事業として對特殊社會層に限られてゐたのに對して、今日のは、一般社會的施設として展開せられてゐる。特殊社會層を對象とするといふことは、その客觀性の他に、その對象を特殊的に見るといふ主觀性を含むことを免れない。たゞへば、貧困者をいふ他に、貧困者としていふ着目の仕方が強いのである。つまり、對象の特殊化である。對象の特殊化による必要の發動である。これに對し、現時では、從來の特殊化を社會にひろげることによつて普遍化し、又、特殊社會層に對しても、その特殊性に狹く囚はれることなき一般性の見方を與へる。そこで、社會施設が、救濟事業でも、況んや慈善事業でもなくなり、社會的普遍のものとなつて來てゐる、今日の國家社會施設に於て特にさうである。

ところで、こんな論議は玆ではないらぬ談義のやうでもあるが、筆者の言はんとするのは、若し社會施設がその特殊性に止まるものならば、その意圖も亦眼前の生活への急迫に止まるであらうが、さうでない時、社會施設と教育施設とは、意圖の究極性に於て、何等別であらねばならぬものではないといふ點である。たゞへば、幼兒社會施設として最も急迫性を多分にもつ農繁期託兒所に就いて見る。その名が既に實感を示してゐる通り、家庭の繁忙による幼兒生活の缺陷への、取り急いでの救援が主である。或は又、

幼兒そのものゝ爲めいふよりも、親への足手まさひの取り除きが主ださへ、極く現實的には言はれたりする位である。實際、子さもを託する親達の心持ちから言つても、受託する施設の方の活動から言つても、それが目の前の事實である。しかし、その目の前の實状を見物するばかりではなく、一寸でも心を深めて考へてみよ。その親達がわが子をそこへ託しに来るの中に、わが子の教育がないであらうか、或はそれは極めてかすかなるのであるかも知れないさへ、受託する保姆の方の心が、たゞ預り、たゞ守りし、たゞ返すだけに止まるものであらうか。あり得ようか。苟も子さもを對象とする限り、教育でない社會施設といふものを、私達は考へられない。思つて見ることも出來ないのである。開設期數週に止まる季節施設に於てさへさうである。當時施設にあつて、國の子さもを、その大切な就學前期に於て繼續的に、企劃的に世話をし得ることが、教育施設でなくて何んであらう。

たゞ所謂保育所に於ては、私の前に試みた生活の分類によれば、幼兒の日常身邊の生活に即觸してゆく仕事が多く、同じ幼兒の生活でも、主として生活々動を盛り上がらせ、それを誘導指導してゆくことに専らなり得ることの多い幼稚園の場合よりも、一層教育的に見える暇が少ない觀はある。そのため、教育でない保育だといつた見られ方も

するのであらうが、保育の裡に含む教育的意圖、意圖ばかりに止まらざる立派な教育性に就いては、何等の差はない。寧ろわれらは、教育者としての母といふ世にも奥行きの深い意味と同じ意味を、保育所の保姆にぴたりと見出しえるのである。

幼稚園の保姆が教育者であることを知つて、保育所の保姆が教育者であることを思はない理があらうか。一方が教育者で、他方は社會事業者であるといふ對立は、今日何んの意味もない。或は、一方が心の教育者であつて、他方は保健養護にのみ任する者だといふ區別も、實際に於て何んの根據もない。保健養護を主意圖とする社會保健婦でも、家庭の子、村の子に對する生活的接觸に於て、細緻な教育活動をしてゐるもの、われくは考へてゐる位である。況して、幼兒のために母の協力となる保姆が、その急務として忙殺せられてゐる勵は何んであらうか、教育的效果を期待しないものであり得ようや。實際上に保健養護の方面が多きを占めるとしても、その意圖そのものに初めから教育が無かつたら、幼兒の保姆といふことは出來ない。若しまた、保育所の保姆が教育者として多少でも稀薄なことを許されるこしたら、同じく大切な國家の幼兒を、一部分は幼稚園保姆に託し、一部分は保育所保姆に託すこの、そんな態度が許され得ることであらうか。就學のその日から

は、決して國家が許さない差別を、就學前なるが故に平然たり得べきであらうか。それも、生活層の別を以て國民が別扱ひされて疑はないやうなことは、古い、しかも個人主義的な國に於てなら兎に角、我が國の幼兒に對してはあり得ないこことである。それも、幼稚園は國家が管理し、保育所は全然個人的自由施設でもいふならば、特定の對象に、特定の感情の動きを以てする特志事業として、それはそれが許されるであらうかも知れない。しかもそれにしても、教育者ならざるこころの保姆によつて、その貴重なる幼兒期を保育せられる幼兒は眞に幸福であるとはいへない。況んや、今日の保育所は、國家が盛に其の設置を獎勵してゐる施設である。現にこの通りに多數に普及してゐる施設である。そこに任に當るものに、國民教育者としての自覺、教育者としての責任感なきことは、決して考へ得られない。斯くて、幼稚園の保姆も、保育所の保姆も、苟も保姆たるものは、何等の差なく教育者である。就學前國民教育者である。社會もよく之れを認めなければならぬ。保姆その人もよく之れを思はなければならぬ。而して、此の結論は當然次のやうになつて来る。すなはち、幼稚園の保姆としての保姆も、保育所の保姆も、別々の制度下に置かるべきものでないといふこことである。今日では、それが全く別の資格のものゝやうに考へられたり、取扱はれたりしてゐる。保

育所令(?)といつたものゝない今日、それは漠然たる區別に止まつてゐるけれども、此の區別が制度化せられるやうのことがあつたら、この不合理は一層甚しいあらはれをさう。國民初等普通教育の任に當ることを許されるものは皆國民學校訓導である。對象とする兒童の生活層の相違によつて、それを受けもつ訓導に區別を立てたりしてはなし。就學前の幼兒の保育には、國民學校よりもいろいろの種別が起るでもあらう。従つて、その働きさまには相違もある。しかし、その人が就學前國民教育者としての保姆たるここに於て一毫の差別はない。宛かも、家庭の經濟的、地區的、職業的相違によつて働きさまはいろ／＼であつても、母たることに於て、一毫の差別なきに同じである。

その働き場の如何なさによつて、教育者としての保姆の資格を別にしてならないことは、十分に確認して置かなければならぬ。

四、國民教育者としての保姆の養成

教育者としての保姆の認識と自覺とは、その實際的問題として、資格認定の問題となり、それはまた、待遇の問題となり、養成の問題となる。これ等の實際を離れては、たゞ問題は論議と理想とに終る。ところで、これ等實際問題は、いづれも改訂の要を呼ばれてゐるが、こゝには、一切の基礎である養成の問題を取りあげる。教育者としての

保姆などゝ言つて見たところで、養成の充實なくしては空論に過ぎぬからである。國民學校訓導の問題は、師範教育の問題と切りはなせないので同一である。

さゝろで、現制度に於て、保姆の養成ほど不備なものはない。勿論、検定制度にはなつてゐる。しかし、國民學校訓導養成に師範教育あり、中等教員養成に高等師範教育あり、青年學校教員養成にその養成所あるに對して、保姆の爲に何がある。東京、奈良の兩女子高等師範學校に保姆養成科が設置せられてある。しかも、女子高等師範學校の本科内の一科ではなく、法令的には養成科を置くことを得てゐふことに過ぎぬ。これ以外公立のものはない。勿論、女子師範學校の教育學科中に幼稚園の事項はあり、附屬幼稚園に於て實習することにはなつてゐるが、そして、卒業生には訓導たると共に保姆の資格が與へられるこにはなつてゐるが、これも決して、保姆養成の機關として整へられてゐるものではない。私立の保姆養成所は幾つかある。それ／＼設立者の熱心な經營によつてゐる。しかも、これは、幼稚園令施行規則が保姆の資格を定めるに當つて、高等女學校卒業後、保姆養成専門の學校で一ヶ年以上の課程を了へた者であるに基いて設けられてゐるだけで、國家の養成制度として要求せられてゐるものではない。國家はそれを許可認定するのみで、師範學校の如く設置義務制を探つて

るるものではない。實狀は全く此の通りなのである。それも制度として存するが實際が振つてゐないといふのでなく、制度そのものとして此の通りなのである。尤も、理窟でいへば、幼稚園そのものゝ設置さへ義務制になつてゐるといからざいふ論も出よう。法制的にはそれと併行するものであらう。しかし、現に、幼稚園(及び保育所)の保姆の數斯くの如く、その活動斯くの如く、國民就學前の教育に當つてゐること斯くの如き實際に對して、その養成につき進んで積極的な企劃を講じ、これを制度的に強化し充實するは、國民の就學前に對する心須の忠實ではあるまいか。私立決して不可なのではない。しかし、特志家の設立を俟つてゐるのみとは、餘りに熱意が足りない次第ではなからうか。

設置に關する制度上の問題の他に、その内容に就いても充實の必要がある。勿論右やうの次第であるから充實が出来なくなつてゐる譯ではない。一ヶ年の課程といふのも、最低標準を示したものであることは、法制の常として明白である。何も一ヶ年に限るゝ定められてゐる譯ではない。しかし、最低限度とはいへ、保姆への養成が之れにて足るとしてゐるのであつて、その要求の低さに遺憾があるのである。國の要求が此の低さで示されてゐたために、現存の保姆養成機關は皆一ヶ年制であり、それ以上は理想主義位

に考へられてゐる。又、極く現實の問題として、一ヶ年で事足るゝされ、それに基いて待遇もされてゐるものと、二ヶ年とし、それ以上とするここの困難は免れ難い。而して、國民就學前教育者としての、此の重任を擔ふて貰ふべき大切な保姆が、高等女學校卒業後、僅か一ヶ年で養成せられ得べきものか。人或はいふ。國民學校訓導が一ヶ年の師範第二部で養成せられてゐる。保姆はその半分位でよからう。何の根據を以て半減するか。斯くの如きは、教育者養成の實を知らない論である。

更に問題を、今日の保育所保姆に移して見る。その資格が定つてゐない位であるから、養成の規定などないのは當然である。しかも保育が人口問題的に重要視せられる今日に於て、保育所保姆への任務上の要求は、幅も廣くなつてゐる。幅が廣いだけで高さは低くともいゝ。深さは淺くてもいゝ。いふことは、教育者としての保姆に許されないことをある。してみれば、その養成には一層の長期を要する程であるに、その邊何んの制度もきめられてゐない。幼稚園保姆などにも、最低限度の要求さへ示されてゐないのである。保育事業が、昔往々考へられてゐた如く、たゞ畫面としてゐるのであつて、その要求の低さに遺憾があるのである。國の要求が此の低さで示されてゐたために、現存のいふ重要任務から見て、斯くては寒心にたえずとも言ひた

い位である。

そこで、どうしても、保育所保母養成の機關を制定しなければならぬが、それは幼稚園保母養成の機關を本質上、この點で別のものであらうか。精神にも内容にも、別でなければならぬ點がそこに存するだらうか。教育事業と社會事業といふことを、たゞ漫然と區別し、殊に古い通念で區別する淺見を離れて、何等の必然の區別もあり得ない。そんな通念があれば、寧ろそれを打ち碎いて、あらゆる幼兒保育施設にもつゝ社會性を入れ、もつゝ教育性を入れて、その互の超然と離隔を徹底しなければならぬ丈けである。況んや、同じく國民教育者としての保母でありながら、或る者は或る社會層に、或る者は他の社會層にと初めから別個の制度下に養成せられるといふ如き不統制が、決して正常であり得ようや。勿論、その特に向はんとする對象に適する如き訓練の與へられる必要はある。しかしそれは養成の方法であつて、保母養成そのものゝ差別ではない。甚だ當らない例ではあるが、農村教育者と都市教育者とで、いふ論があつても、師範教育そのものを二本三本にしようとするのではないのに等しい。

保母養成はもつゝ向上充實せられなければならぬ。
そして、國の制度としては一本でなければならぬ。同じ國

民教育者の養成が、二元的だの三元的だのゝ制度になつてはならぬ。それは保母はそれゞゝの方面への職業人として養成するだけで、國民教育者として養成する態度でない。論述は大層長くなり、編纂部からの求めと離れたかも知れないが、教育者としての保母の考究は、——社會の認識もないが、本人の自覺も——養成の考究を離れては、實問題とならない。言のこととに及ぶ所以である。

薰風そよぐ五月。若葉青葉の五月。健康的の月。五月。さればこそ五月は、一日から八日までが、健民運動強調週間としていろいろの事が企てられてゐます。

大人も子供も共に野に山に……

野に山に大いに歩きませう。大氣を吸ひませう。日光に浴しませう。

(記者)